

だいあろ〜ぐ

東京彩人記 患者に自己決定権を 医療問題弁護団代表・安原幸彦さん（67） /東京

会員限定有料記事 毎日新聞 2020年7月22日 地方版



「医療問題弁護団」代表の安原幸彦弁護士
=東京都大田区蒲田で2020年6月16日、林田奈々撮影

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、世の中の関心がいつも以上に医療に向けられている。混乱が続く中、自分が、家族が患者になった時、権利は守られるのだろうか。医療事故被害者の救済と制度改善に長年取り組んできた「医療問題弁護団」の代表、安原幸彦弁護士（67）に話を聞いた。【林田奈々】

—どんな団体ですか。

医療事故の被害者救済を目的に1977年に設立した弁護士団体です。被害者保護は、交通事故や労働災害に比べ制度整備が進んでいません。裁判でも医療を受けた側が立証しなければならず、現場で何があったか分からない密室性と高い専門性の壁があります。そんな困難な問題に、弁護士が集まって情報交換し、切磋琢磨（せっさたくま）しようとスタートしました。

この記事は有料記事です。

残り1117文字（全文1437文字）

スタンダードプランが2カ月目も月額100円 夏得キャンペーン実施中！

いますぐ登録して続きを読む